

# 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定

平成二十四年 月 日  
佐倉市告示第 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号）別表第一号の規定により、区域を次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成二十四年佐倉市告示第 号）で定める第一種区域、第二種区域及び第三種区域並びに第四種区域のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域